

# 年末年始の休業のお知らせ

町内各施設などにおける年末年始の休業・休館期間は次のとおりとなります。

施設名	令和4年12月		令和5年1月					
	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	金	土	日	月	火	水	木	金
役場	○	×	×	×	×	×	×	○
中央公民館	○	×	×	×	×	○	○	○
総合体育館	○※1	×	×	×	×	○	○	○
本別中央会館	○	×	×	×	×	○	○	○
いこいの湯	○	×	×	×	×	○	○	○
ゴミ収集	○	×	×	×	×	○	○※2	○

○ = 通常業務日

× = 休業休館日

※1 午後5時まで ※2 粗大ゴミの回収はお休み

※お問い合わせ先

- ・役場庁舎について 役場総務・防災課 総務係 (Tel: 7-2111)
- ・中央公民館、総合体育館について 教育委員会社会教育スポーツ課
- ・本別中央会館、いこいの湯について 社会教育・スポーツ振興係 (Tel: 7-3124)
- ・ゴミ収集について 役場民生課 住民係 (Tel: 7-5290)
- 役場民生課 生活環境係 (Tel: 7-5290)

ゴミの減量・分別にご協力を！

## 事業所から出るゴミはゴミステーションに出せません

会社やお店など各種事業活動から出るゴミは「事業系ゴミ」といい「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と町条例により、事業者はすべての事業系ゴミを「自らの責任で適正に処理すること」が義務付けられています。この事業系ゴミはゴミの種類や事業活動により「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」に区別されます。

事業系ゴミを処理する際は自ら処理施設に持ち込むか、産業廃棄物であれば道の許可を受けた収集運搬業者、事業系一般廃棄物であれば町の許可を受けた収集運搬業者に処理を依頼してください。

※処理施設や許可業者は、役場民生課生活環境係 (Tel: 7-5290) にお問い合わせください。

産業廃棄物	すべての事業活動に伴うもの	燃え殻、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず など
	特定の事業活動に伴うもの	建設業から生じる紙くず・木くず・繊維くず、紙製造業・新聞業から生じる紙くず、木材・木製品製造業から生じる木くず など
事業系一般廃棄物	上記（産業廃棄物）以外の事業系ゴミ	

※お問い合わせ先 役場民生課 生活環境係 (Tel: 7-5290)



### 【10月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 81.73 t (昨年度同月回収量81.73 t 増減なし)

内訳 焼却処分 62.32 t リサイクル 14.82 t 埋立処分 4.59 t

## 不法投棄等防止のため監視カメラを設置しています！！

### ～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科に処せられます。